

豊川市音羽庁舎内壁面広告募集要項

豊川市では、自主財源の確保と地域経済の振興を図ることを目的に、「豊川市音羽庁舎内壁面広告掲載要領」を定め、豊川市音羽庁舎内の壁面、柱等の空きスペースに掲載する有料広告を募集します。

1 募集内容等

(1) 広告掲載箇所及び掲載規格

掲載箇所	掲載規格	イメージ写真
No. 1 音羽庁舎 1 階 (壁面南側の壁面 1) ※ 現在掲載中	① B1 サイズ・縦 (H1030 mm × W728 mm以内) ② 素材は、ポスターその他 これらに類するもの	
No. 2 音羽庁舎 1 階 (壁面南側の壁面 2) ※ 現在掲載中	① B1 サイズ・縦 (H1030 mm × W728 mm以内) ② 素材は、ポスターその他 これらに類するもの	

(2) 掲載料 (税込み)

月額 2,000 円 ((1)に記載の 1 箇所分)

(3) 募集及び掲載期間

区分	掲載期間	募集期間
掲載初年度	掲載決定通知書に定める日から 当該年度末日まで	当該年度の 1 月 16 日から 2 月 6 日まで
掲載次年度 以降	該当年度の初日から 最大 3 年後の 3 月 31 日まで	

※なお、募集期間を過ぎても掲載箇所に空きがある場合は随時募集とします。
また、継続掲載されている箇所については募集しません。

(4) 募集案内

広報とよかわ及び豊川市ホームページ等により募集します。

(5) 広告の内容

「豊川市広告掲載要綱」、「豊川市広告掲載基準」に沿ったものとします。

2 広告掲載の条件

- (1) 広告掲載は、看板施設（吊り下げ式アルミフレームパネル）を設置しますので、その中に掲載するものとします。
- (2) 掲載物は、市職員立会いのもと広告主に掲載（撤去）していただきます。
- (3) 広告の掲載箇所については指定できません。

3 豊川市音羽庁舎来庁者数 1日 約155人

※ 豊川市音羽庁舎では、支所のほかに教育委員会事務局が入っております。音羽文化ホール（ワインディアホール）も併設しており、正面玄関を含め3カ所の出入口があります。

※ なお、この数値は今後の組織改編等により実際の来庁者数を保障するものではありません。

4 申込等

(1) 申込方法

豊川市音羽庁舎内壁面広告掲載申込書（新規）（様式第1号）に必要事項を記入し、次の書類を添えて音羽支所まで持参してください。

- ① 広告原稿案（様式は任意ですが、広告の内容・デザインが分かるもの）
- ② 会社案内等（会社の概要がわかるもの）
- ③ 市税等納付状況調査同意書（様式第2号）又は市税等に滞納のないことを証明する書類

(2) 申込にあたり

「豊川市広告掲載要綱」、「豊川市広告掲載基準」、「豊川市音羽庁舎内壁面広告掲載要領」「豊川市音羽庁舎内壁面広告募集要項」をよくお読みください。

5 選定等

(1) 選定方法

豊川市広告掲載基準に基づき審査を行います。募集箇所数を越える数の申し込みがあったときは、豊川市音羽庁舎内壁面広告掲載要領第6条によって決定します。

(2) 結果連絡

選定後、速やかに豊川市音羽庁舎内壁面広告掲載・不掲載決定通知書（様式第3号）により通知します。

6 掲載料納付及び広告掲載物の提出

(1) 掲載料納付期限

掲載決定通知に同封する納付書に記載されている期日までに、納付してください。

(2) 広告掲載物の提出期限

掲載開始日の7日前までに、広告掲載物を提出してください。

(3) 広告掲載物の取付

掲載開始日の当日に、広告掲載物を取付してください。

7 申込等様式

(1) 豊川市音羽庁舎内壁面広告掲載申込書（新規）（様式第1号）

(2) 市税等納付状況調査同意書（様式第2号）

8 要綱等

(1) 豊川市広告掲載要綱

(2) 豊川市広告掲載基準

(3) 豊川市音羽庁舎内壁面広告掲載要領

(4) 豊川市音羽庁舎内壁面広告募集要項

問い合わせ先

豊川市役所市民部音羽支所 総務担当（1階）

〒441-0292 豊川市赤坂町松本250番地

電話 0533-88-8000 FAX 0533-88-8011

E-mail : o-shisho@city.toyokawa.lg.jp